

都城市消費生活センターだよりVOL.6

～consumer center news～

消費生活センターは暮らしの中の
様々なトラブルの相談を受け付けています

お気軽にご相談ください

消費生活に関する無料の出前講座も行っています
職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの
際はぜひご活用ください



消費生活に関する川柳

都城市消費生活センターでは令和2年10月9日から11月27日まで「消費生活に関する川柳」の募集を行い、当初の想定を大きく上回る126件の応募がありました。

応募された作品から選考した句を順次ご紹介いたします。



今回の句

●儲かると言ったあなたがやってくれ

落ち着いて考えれば辻褃のあっていないことに気がつくしますので、感情的に流されないように心がけたいとの思いで詠ませていただきました。

(40代 自転様より)

●いい話鵜呑みしない飛びつかない

美味しい話などそうそう転がっているものではありません。

(50代 横尾伸子様より)

●乗りませんうまい話の口車

詐欺の手口は巧妙です。うまい話には毒があります。口車に乗らぬよう気をつけたい。(年代不明 よし得様より)

実体のない儲け話には気をつけて！

「必ず儲かる」などと言って儲け話を持ちかけられることもあります。簡単な儲け話はありません。もっともらしい話でも「確実」「絶対」という言葉には気をつけましょう。また「あなただけ」「特別」「今だけ」という言葉にも注意しましょう。



check!

都城市消費生活センター

検索

click!

イベントや注意喚起などはホームページで確認できます！

警戒中！
WARNING

点検商法に注意!

～不安をおおるリフォーム工事の点検商法～

「近くで工事をしていたら、お宅の屋根が気になった。点検したい」と業者が訪問。点検後業者の撮影した屋根の写真を見せられ「ひどいことになっている。すぐに工事をした方がいいとすすめられ、40万円の契約をしてしまった。

<ワンポイントアドバイス>

- ★突然の訪問者は警戒しましょう。
- ★その場で即決せずに誰かに相談してから決めましょう。
- ★法定の契約書面を受け取ってから8日以内である場合は、クーリング・オフを行うことができます。
- ★困ったときは消費生活センターに相談しましょう。



インター
ネット
トラブル

大金をあげる? 知らない人からのメールは無視!

知らない人から「2000万円を譲る相手にあなたが選ばれました」というメールが届いた。

手続きするためのお金払うように言われて振り込んだが、それ以来次から次へとお金を要求される。

<ワンポイントアドバイス>

- ★いわゆる迷惑メールが送られてくることがあります。言われたとおりにお金を支払っても大金はもらえません。知らない人からのメールは無視するなどしてトラブルの予防をしましょう。



秘密は厳守します

都城市消費生活センター

都城市消費生活センター又は188
(消費者ホットライン)へご相談を!



○消費生活相談

【相談専用電話 0986-23-7154】

電話相談、面接相談（面接の場合は要予約）

相談日：月～金曜日（祝日、年末年始は除く）

相談時間：9:00～16:00

○弁護士による無料法律相談（要予約）

毎月第4金曜日 13:00～16:00



予約はココカラ→

都城市消費生活センター
相談予約フォーム



インターネットで
消費生活相談の予約ができます！

メールでは相談の予約・変更・キャンセルができます。
相談を行うものではありません。また、相談予約フォームからは
無料法律相談の予約はできません。